

PRTRの届出は もう済みましたか？



令和6年度届出から

- 1 届出対象物質を見直し
新たな対象物質の届出をお忘れなく

※第一種指定化学物質が462物質から515物質へ、特定第一種化学物質も15物質から23物質に拡大します。

- 2 物質番号は現行の政令番号から
管理番号に

※管理番号は、1 指定化学物質に対応する固有の1 番号になります。



詳しくはこちら↑

届出
期間

令和6年

4月1日～7月1日※

※締切は通常の期日である6月30日が日曜日のため、翌日となります。

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法※¹における化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度※²）に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています。

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※2 Pollutant Release and Transfer Register

電子届出が
おすすめです！

電子届出は7月31日まで

PRTR 電子届出

検索

PRTR 制度および届出方法についてのお問合せ先

各都道府県等の PRTR 担当窓口 または

経済産業省 Tel. 03-3501-1511 (代表)

環境省 Tel. 03-3581-3351 (代表)

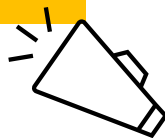
化学物質やその製品等（※）を取扱う
事業者の皆様へ

（※）塗料・溶剤・添加剤等

経済産業省

環境省

2024年4月より



“新たなPRTR対象物質”
での届出が始まります！

化管法（※1）の届出要件に該当する事業者
はPRTR届出（※2）が必要です！

（※1）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

（※2）化管法で定めるPRTR対象物質（人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある物質）の排出量・移動量を事業者が把握し、自治体を経由して国に届け出ること

PRTR対象物質は2023年4月に変更されました。

➤ 現在のPRTR対象物質（トルエン等515物質）はこちらを検索

PRTR 対象物質



PRTR対象物質の変更に伴い、ご自身が
取り扱う化学物質はPRTR届出が必要か、
改めてご確認ください。

PRTR届出期間

2024年4月1日～7月1日

なお、電子届出に限り

2024年4月1日～7月31日



届出要件の確認方法は
裏面へ！

以下の3要件全てに該当する場合はPRTR届出が必要です！

要件1

対象業種として政令で指定している**24種類の業種**に属する事業を営んでいる事業者であること。

⇒化学工業や金属製品製造業等が該当 詳しくはこちらを検索

PRTR 対象業種



要件2

常時使用する**従業員の数が21人以上**の事業者であること。

⇒本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が 21人以上の事業者

要件3

いずれかの第一種指定化学物質^(※1)の**年間取扱量^(※2)が1トン以上**（特定第一種指定化学物質^(※3)は**0.5トン以上**）の**事業所**を有する又は他法令で定める特定の施設（**特別要件施設^(※4)**）を設置している事業者であること。

(※1) PRTR対象物質のうち特定第一種指定化学物質以外のもの

(※2) 対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量

(※3) 下記URLに示すPRTR対象物質リストで特定第一種の欄に印がある化学物質（ベンゼン等）23物質

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

(※4) ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設等

詳しくはこちらを検索

PRTR 特別要件施設



PRTR届出が必要な場合は
こちらを検索

独立行政法人 製品評価技術基盤機構
(NITE) 化学物質管理センター

PRTR はじめて



【PRTR届出に関するお問い合わせ先】

経済産業省
化学物質管理課化学物質リスク評価室

経産省 PRTR



環境省
大臣官房 環境保健部 環境安全課

環境省 PRTR

